

薪ストーブを導入する際の誓約書

北広島町薪ストーブ購入補助金交付要綱第3条の規定により次のとおり誓約します。

（1）**燃料は町内の森林から調達**し、十分に乾燥させたものを使用します。また、焼却灰は、法令に基づいて適切に処分します。

調達先

（2）北広島町薪ストーブ購入補助金により購入された薪ストーブは、適正に管理するとともに、効率的に運用します。

（3）ストーブの利用にあたっては、薪の燃焼による煙の発生について、近隣住宅等の迷惑にならないよう配慮し、近隣住民等から苦情があった場合には、誠実に対応します。

（4）使用する燃料について、乾燥の不十分な薪および防腐処理や塗装の施された木材並びに廃棄物等について、一切これを燃焼させません。

（5）年1回以上の煙突清掃や機器のメンテナンス、可燃物からの離隔距離の確保など火災の予防に十分に注意します。

年 月 日

氏 名

（自署）